

## 亀田記念公園内食堂及び売店営業者募集要項

亀田記念公園内の食堂及び売店において営業を行う者を次のとおり募集します。

### I 募集の目的

登別市を代表する自然豊かな都市公園である亀田記念公園において、既存の食堂及び売店を使用し営業することで、来園者の利便性の向上を図ることを目的としています。

### II 営業場所

1. 所在地 登別市富岸町3丁目亀田記念公園内
2. 施設名及び面積
  - (1) 管理棟1階食堂 : 349㎡
  - (2) 売店 : 39㎡

### III 営業条件

1. 管理許可期間（営業許可期間）

平成27年度から平成29年度までを管理許可期間とします。
2. 営業期間

毎年度4月29日から9月30日までを最低限の営業期間とします。  
ただし、市との協議の上、上記期間以外でも営業ができるものとします。  
また、市との協議の上、休業日を設けることができるものとします。
3. 営業時間

11時から15時までを最低限の営業時間とします。  
ただし、上記時間以外でも9時から20時までの間においては、営業できるものとなりますが、その場合は市への届け出が必要となります。
4. 使用用途

公園利用者のための食堂及び飲食料品等の販売を行う店舗として使用するものとします。  
食堂ではメニューの一つとしてジンギスカンを提供するものとします。  
ただし、食堂の座席スペースについては、その一部又は全部を公園の休憩所として、食堂利用者以外の公園利用者にも開放するものとします。  
また、食堂に併設している便所につきましても、食堂利用者以外の公園利用者も使用できるものとします。

## 5. 使用料

登別市都市公園条例に基づき使用料を納付していただきます。

使用料は使用面積（使用料対象面積〈別図2参照〉）と営業期間により算出します。

### (1) 管理棟1階食堂の1月当たりの使用料

$$\frac{1月当たり}{85,200円} \quad 284 (m^2) \times 300 (円/月)$$

### (2) 売店の1月当たりの使用料

$$\frac{1月当たり}{11,700円} \quad 39 (m^2) \times 300 (円/月)$$

### (3) 1月当たりの使用料合計

$$\frac{1月当たり}{96,900円}$$

※1月未満の端数がある場合は、日割計算とします。

(例) 営業期間が4月29日から9月30日までの場合

$$96,900 (円) \times 5 (月) + 96,900 (円) \times 2 / 30 (月) \\ = 490,960円$$

(4) 使用料については、各月ごとの使用料を当該月末までに支払うものとします。

## 6. 光熱水費等

### (1) 電気・上下水道

使用料を登別市都市公園指定管理者に支払うものとします。

### (2) プロパンガス・電話

営業者がそれぞれの業者と契約し、料金を支払うものとします。

## 7. 設備等

### (1) 設備等

既存の設備や備品等（別紙参照）は無償で貸与しますが、その他必要な設備等は、営業者が用意するものとします。

貸与した設備等は営業者が適切に維持管理するものとし、それら設備等の補修は、原則営業者の負担で行うものとします。

なお、ガスボンベへのガスの充てんや耐圧試験等については、営業者の負担で行うものとします。

## 8. その他

(1) 営業にあたっては、次のことを遵守するものとします。

ア 建物内は禁煙とすること。

イ 営業に必要な法令で定める申請や届出等は、営業者の責任と負担で行うこと。

ウ 店内を常に清潔な状態に保つものとし、清掃や廃棄物処理は営業者の責任と負担で行うこと。

エ 管理許可期間が満了又は管理許可を廃止したときは、原状回復すること。

オ 関係法令を遵守すること。

- (2) 営業者の責に帰すべき事由により、利用者等に被害が及んだ時、あるいは営業者の責に帰すべき事由により、施設及び設備が消滅、破損又は故障した場合は市の指示に基づき、その損害の全部又は一部について代償していただくこととなります。
- このため、営業者は営業期間中においては、施設の管理に係る損害の賠償を担保する保険に加入するものとします。
- (3) 市が行う公園施設の改修工事等公益上やむを得ない必要が生じた場合、許可を取り消す場合があります。

#### IV応募に関する事項

##### 1. 応募者の要件

申込みを行うことができるのは、次に掲げる条件の全てを満たすものであることとします。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 食品衛生責任者の資格保有者を有していること。
- (3) 登別市内に主たる事務所があること。
- (4) 法人その他の団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により当市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - エ 本市の市税を滞納している者。

##### 2. 募集に関するスケジュール

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 応募関係書類配布 | 平成27年1月7日から平成27年2月10日まで |
| (2) 募集期間     | 平成27年1月9日から平成27年2月10日まで |
| (3) 現地説明会    | 平成27年1月19日              |
| (4) 質問受付     | 平成27年1月20日から1月26日まで     |
| (5) 質問回答     | 平成27年1月30日まで            |
| (6) 営業者選定    | 平成27年2月下旬予定             |
| (7) 営業者決定    | 平成27年3月上旬予定             |

##### 3. 応募関係書類の配布（1月7日から配布開始）

応募関係書類は登別市都市計画・公園グループで配布します。  
また、市のホームページからもダウンロードできます。

#### 4. 現地説明会

現地説明会を次のとおり実施します。

- (1) 日 時 平成27年1月19日 午後2時から2時間程度
- (2) 場 所 登別市富岸町亀田記念公園管理棟2階

#### 5. 応募に関する質問

##### (1) 質問受付

質問は、書面（様式3）にて行うこととし、平成27年1月20日から1月26日までの間に提出していただきます。

##### (2) 質問回答

(1)で提出された質問に対しては、現地説明会参加者その他申込みを希望するものに1月30日までに書面にて回答いたします。

#### 6. 選定基準と選定方法

##### (1) 選定基準

選定基準は次のとおりです。

- ア 営業計画が、公園利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 安全で衛生的に営業を行う能力を有しているものであること。
- ウ 営業を安定して行う能力を有しているものであること。
- エ 施設の維持管理を適切に行う能力を有しているものであること。

##### (2) 選定方法

選定委員会を設置し、上記の選定基準に基づき評価を行い、最も適当と認められる法人その他の団体を営業者として選定します。

#### 7. 応募方法

##### (1) 提出書類

- ア 申込書（様式1）
- イ 営業計画書（様式2その1～その5）
- ウ 収支計画書 [平成27年度～平成29年度（任意様式）]
- エ 応募者の要件を満たしていることを証明する書類
  - a. 食品衛生責任者の資格を有することを証明できる書面の写し
    - (例) 食品衛生責任者養成講習会修了証の写し
    - 調理師免許証の写し
    - 栄養士免許証の写し など
  - b. 定款及び登記事項証明書（法人の場合）
  - c. bに相当する書類及び代表者の身分証明書（法人以外の団体）
  - d. 法人その他の団体又はその代表者の本市の市税に係る納税証明書

オ 法人その他の団体の経営状況を説明する書類

a. 決算書（平成23年度～平成25年度）

※ 新たに設立する団体又は設立初年度の団体にあつては、予算書又はこれに類する書類に替えること。

(2) 提出期限

平成27年2月10日

(3) 提出方法

直接又は郵送若しくは宅配便で提出していただきます。

郵送、宅配便で提出される場合は、提出期限必着とさせていただきます。

(4) 提出場所

郵便番号 059-8701

住 所 登別市中央町6丁目11番地

宛 先 登別市都市整備部都市計画・公園グループ公園担当